

# 新庁舎建設予定地決定の経緯とその考え方

下田市長 楠山 俊介



## 現在の庁舎について

現庁舎は、老朽化が顕著であり耐震性能が劣り倒壊する危険性が多大であることに加え、庁舎機能の分散化、狭い施設や駐車スペース、弱者に優しくない構造、バリアフリーの限界による市民サービスの低下等、様々な課題を抱えております。

特に、防災拠点としての機能を果たすことに困難な状況が想定されることから、平成21年から新庁舎建設が検討されました。

当初は現在地への建設方針でしたが、平成23年3月の東日本大震災の津波被害を考慮し、予想される南海トラフの巨大地震に伴う津波による浸水被害回避として高台移転の検討も含め、その後、「下田市新庁舎等建設検討市民会議」が開催されました。

そして、平成24年2月、建設候補地を「現在地」と「敷根地域」の両論併記で提言されました。

これは両位置には利点・欠点があるとともに、両方の利点を包括することを望んだものと推測いたします。

のと推測いたします。

同年3月発表の「下田市最大津波高25・3m」も考慮され、同年6月に敷根公園前面を建設位置とする「基本構想」が策定され、建設位置が決定されました。

しかし、私の市長就任直後の同年8月、詳細なデータとして、

「庁舎付近の浸水深・レベル1において約60cm、レベル2において約6m」

が発表され、建設位置の再検討を決定いたしました。

決定された「敷根公園前面」は標高約50mですから、津波の脅威からは安全と言えます。しかし、利用者の不便さは多大であります。

車を使用するのであれば、問題なしとの意見がありますが、利用者全ての人がそのような状況にはありません。

これからのまちづくりは車使用をできるだけ抑制し環境に優しいスマートシティ、交通弱者や社会的弱者に優しいまちづくりを目指さなければなりません。

その他の状況も含め、「敷根公園前面」は建設地としての課題も多いと判断しました。

## 現庁舎の現状と課題

- 現庁舎は、庁舎本館（昭和32年竣工）、西館（昭和53年竣工）、別館（昭和42年竣工）の3棟で構成されており、敷地面積3,140㎡、延床面積3,200㎡です。
- 現庁舎の3棟は耐震基準を満たしていないことに加え、発生が予想される巨大地震や津波に対する防災機能が低下しています。
- ワンストップサービスの実現や施設のユニバーサルデザイン化への対応等、市民サービスの向上や社会情勢への対応が困難な状況です。
- 職員の執務環境が十分でなく、雨漏りや壁の剥離等施設の老朽化が顕著です。

## 緊急防災・減災事業債

通常の庁舎建設は「補助制度等がありませんでしたが、東日本大震災後、緊急防災・減災事業債という資金借入制度が創設されました。

これは、津波浸水域想定区域内にあり、津波対策の観点から移転が必要となる庁舎等の津波浸水想定域外への移転を対象とした有利な制度で、平成28年度を時限として創設されました。

平成25年度より採択要件の緩和、償還期間延長等により利用しやすくなりました。財政力の弱い下田市として、この制度の活用は重要なことでもあります。

## その他2案のメリット・デメリット

**現在地案、駅ビル合築案は、**利用者の利便性は最高ですし、下田のまちの姿の継続性、将来性やコンパクトシティ構想中心市街地との関係性を考慮しますと最適と判断します。

**庁内検討委員会や議会、一部の市民の皆様から、津波浸水想定域内への庁舎建設に對しまして、その安全性や防災の対応力に對し危惧する思いが解消されませんでした。**特に、多くの議員の皆様からは、津波浸水想定域内への

## 新庁舎の整備に関する建設方針

- 災害に強い安全な施設  
市民の生命や生活、大切な情報や財産を地震や津波などの災害から守り、災害時には市民生活の復旧・復興の拠点として機能する、強く安全な施設とする。
- すべての市民にとって使いやすく、快適な施設  
高齢者・障がいのある方・小さな子供をもつ方など全ての人々が使いやすいユニバーサルデザインを目指し、また、市民サービスの向上やアクセスなどに配慮した、便利で快適な施設とする。
- 持続的で経済的な施設  
省エネ・創エネを積極的に行い、環境負荷の低減と周辺環境との調和を目指すとともに、維持管理や設備更新などがしやすい施設とする。
- 働きやすく、柔軟で効率的な施設  
庁舎で働く職員にとって働きやすく、効率的に業務がおこなえる環境をつくるとともに、将来の組織やニーズの変化に対応しやすい、柔軟性と持続可能性を併せ持つ施設とする。

## まちの覚悟

まちづくりの方針として、多額であっても、適地に庁舎を建設し、それを中心に暮らし易く元気なまちづくりを進めていくことは重要な選択肢の一つであります。

しかし、そこには「まちの覚悟」が必要です。「まちの覚悟・まちの夢」は、まち全体、官民一体で持たなければなりません。

## 緊急防災・減災事業債の可・不可

これを十分に醸成できなかったことは「私の力不足」であります。私「私の思い」だけでは進められないところであり、

現庁舎の危険度や事業債の期限を考慮すると、庁舎建設時期を延長はできず、そして浸水域である現在地や駅ビル合築では事業債の対象とはなりません。